

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私 {本預金の名義人(預金の名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)}は、次の(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この預金の取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

(1) 私は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

【口座売買等の犯罪行為を行わないことの確約】

私 {本預金の名義人(預金の名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)}は、下記の行為をし、またはこの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この預金の取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ・犯罪行為もしくはこれに類する目的で口座を開設しまたは私以外の者に口座を利用させる行為。